

令和4年度 障害者差別解消法に係る区の取組みについて

| とりにくみじこう 取組事項 | | とりにくみないよう 取組内容 | たいしやうしや 対象者 | じきどう 時期等 |
|------------------|----------------------------|---|-------------------------|-------------|
| 周知・啓発 | ア 障害者差別解消法パンフレット【児童向け版】の配付 | 障がい当事者への理解啓発・周知を進めていくため、区内小学4年生児童に向けて配付を実施 | 区民(児童) (62校) | 令和4年8月 |
| | イ 障害者差別解消法の理解啓発に関する出張授業 | 障がいの有無に関わらず、安心して生活のできる社会をつくるため、自分たちに何ができるか考えてもらうことを目的に実施 | 区民(児童) (1校実施) | 令和4年9月 |
| | ウ おおた区報に障がい理解に関する記事を掲載 | 障がい者週間に合わせ、障がいを表すシンボルマークの紹介や支援時のポイント、合理的配慮の考え方について紹介 | 区民 | 令和4年12月1日号 |
| | エ おおた みんなのつどいプロジェクト | 地域共生社会の実現に向けて、障がい理解を取り入れた実践的な地域活動を行った団体等への表彰、手話パフォーマンス等のミニライブを開催 | 区民 | 令和4年12月3日 |
| | オ 地域におけるUD実践講座 | 障がい理解やユニバーサルデザインの普及啓発を目的として、民生委員を対象に障がい関係者団体による講話や車いす、白杖等の体験を実施 | 区民 (民生委員) (39名受講) | 令和5年1月16日 |
| | カ 障害者差別解消法事業所向け研修 | 障害者差別解消法の基礎的知識についての講義を行ったあと、地域の事例を通して、合理的配慮と障がい理解について学ぶため、下丸子四丁目町会の事例をシンポジウム形式で紹介 | 事業所・ 区職員 (41名受講) | 令和5年2月2日 |
| | キ 知的障がい及び身体障がいの理解啓発に関する授業 | 区立小中学校を対象に、区内障がい関係者団体が主体となり行う、障がい理解学習の支援を実施 | 区民(児童) (30校実施) | 通常年 |

| | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|--|---|-----------------------------|---------------------------|
| | | く ゆーてーらいふ しゅうち けいはつ ク U D ライフの周知・啓発 | ゆ に ばーさーでざいん ふきゅうけいはつ もくてき さくせい ユニバーサルデザインの普及啓発を目的として作成している「お おた U D ライフ」を区ホームページで公開 | く みる 区民 | つうねん 通年 |
| | | け こころ ばりあふりー はんどぶっく ケ 心のバリアフリーハンドブック はいふ の配付 | くりつしょうちゅうがっこう たいしょういっがくねん おも しょう り かい じゅぎょう おこな 区立小中学校の対象一学年(主に、障がい理解の授業を行う がくねん こころ ばりあふりー はんどぶっく 学年)に心のバリアフリーハンドブックを配付 | く みる じどう 区民(児童) (87校) | つうねん 通年 |
| | (2) 区職 員への 意識 啓発 | あ ふくしり かいすきる あっぶこうざ ア 福祉理解スキルアップ講座 | しょう どうじしゃどう こうし まね たいおう はいりよ じこう 障がい当事者等を講師として招き、対応で配慮してほしい事項 しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ただ ちしき しゅうとく てきせつ たいおう や障害者差別解消法の正しい知識の習得、適切な対応につな げんことを目的に実施 | く しょういん 区職員 (70名受講) | れいわ ねん がつ にち 令和4年11月2日 |
| | い さいよう ねん め けんしゅう イ 採用2年目研修 | ゆ に ばーさーでざいん かん く とりく しょう どうじしゃ ユニバーサルデザインに関する区の取り組みや、障がい当事者の かた たいけんだん き だれ もが す 方からの体験談を聴き、誰もが住みやすいまちづくりを進めてい うえ く みる もと み ちか こうおいん やくわり さいにんしき く上で、区民にとって最も身近な公務員としての役割を再認識さ せることを目的に実施 | く しょういん 区職員 (164名受講) | れいわ ねん がつ にち 令和4年12月13日 | |
| 確保に おける 法的 措置 の 取組 | (3) 相談 体制の 整備 | あ しょう しゃさべつそうだんまどぐち ア 障がい者差別相談窓口の せっち 設置 | しょう りゆう さべつ かん そうだん おう しょう 障がい理由とする差別などに関する相談に応じるため、障が い者総合サポートセンターや各地域福祉課、障害福祉課に相談 まどぐち もう たいおう 窓口を設け対応している。 | く みる 区民 | つうねん 通年 |
| | | い しゅわ つうやくしゃ はいち イ 手話通訳者の配置 | しょうがいふくし か まどぐち しゅわ つうやくしゃ はいち 障害福祉課窓口に手話通訳者を配置している。 | く みる 区民 | まいしゅうげつようび 毎週月曜日 |
| | | う たぶれっとたんまつ りよう ウ タブレット端末を利用した しゅわ つうやく たいおう 手話通訳の対応 | しょうがいふくし か かくちいきふくし か しょう しゃそうごうさぽーとせんたー 障害福祉課・各地域福祉課・障がい者総合サポートセンターに たぶれっとたんまつ せっち タブレット端末を設置している。 ちようかくしょう しゃとう らいちよう さい しょうがいふくし か かくちいきふくし か 聴覚障がい者等が来庁された際、障害福祉課、各地域福祉課 せっち たぶれっとたんまつ つう しょう しゃそうごうさぽーと に設置されているタブレット端末を通じて、障がい者総合サポート せんたー さいちゆう つうやくしゃ つうやく センターに在中する通訳者が通訳をする。 | く みる 区民 | つうねん 通年 |
| | | え ひつだん こみゆにけーしょんしえん エ 筆談・コミュニケーション支援 ぼーど せっち ボードの設置 | いしそつう はか しゅだん ぜんぶしょ せっち 意思疎通を図る手段として全部署に設置している。 | く みる 区民 | つうねん 通年 |

